

22初児生第64号  
雇児総発0304第1号  
平成23年3月4日

各都道府県教育委員会担当課長  
各指定都市教育委員会担当課長 殿  
各都道府県私立学校主管課長  
附属学校を置く各国立大学法人学長

各都道府県  
各指定都市  
各児童相談所設置市

児童福祉主管部(局)長 殿

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な  
情報提供の実施状況について(通知)

児童虐待が疑われる事案として、関係機関が関与しながら死亡に至ってしまった事件において、学校と市町村、児童相談所の関係機関の連携が十分に機能しなかったことが問題点の一つとして指摘されたことを踏まえ、平成22年3月24日に「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」(以下「指針」という。)を策定し、定期的な情報提供の対象とする幼児児童生徒等、頻度・内容、依頼のしるし等の事項についての基本的考え方をお示ししたところです。

今回、平成22年10月8日付22初児生第31号・雇児総発1008第2号通知により、指針に基づく実施状況について調査を依頼し、その結果について別添のおとりとりまとめましたので、下記の点に御留意の上、児童虐待防止対策の一層の推進を図っていただくようお願いします。

また、都道府県・指定都市教育委員会等におかれましては、幼児児童生徒等に係る定期的な情報提供について、市町村や児童相談所等から依頼があった場合には、必要な連携・協力をしていただくとともに、所管の学校又は域内の市区町村の教育委員会に対し、本通知の趣旨について周知徹底をお願いします。

## 記

- 1 調査結果では、調査対象期間中に、指針に基づく定期的な情報提供を学校等に依頼しなかった市区町村及び児童相談所がある。  
その理由について、「定期的な情報提供の依頼のシステム構築に向けて調整中のため」とする市区町村及び児童相談所については、早急に指針に基づく対応を図っていただくようお願いする。
- 2 指針に基づく定期的な情報提供を学校等に依頼しなかった理由として、市区町村が電話連絡や口頭、訪問等により学校等に対して適宜情報交換を依頼している、関係機関との連絡会議の中で学校等から情報提供があるなどの回答を得たところであるが、そうした回答を行った市区町村及び児童相談所においても、指針の内容に則して、特に、必要な情報提供の確保を図る観点から、いま一度確認・点検を行っていただき、学校等と市区町村又は児童相談所との連携が十分機能するよう努めるとともに、必要に応じて、指針に基づく対応を図っていただくようお願いする。

(本件担当)  
文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導第一係  
電話番号 03-5253-4111(内3299)  
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課児童相談係  
電話番号 03-5253-1111(内7829)

「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供  
に関する指針」に基づく情報提供等に関する調査結果

「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」（平成22年3月24日通知。以下「指針」という。）に基づく定期的な情報提供について、平成22年3月24日から10月1日までの実施状況を確認したところ、以下の結果となった。

1. 指針に基づく定期的な情報提供の依頼状況

指針の「4 定期的な情報提供の依頼の手続」に基づき、定期的な情報提供の内容、提供を希望する期間等を記載した書面を学校、保育所等に対して送付したところは、市区町村が279か所（15.9%）、児童相談所が26か所（12.7%）となった。

また、指針に基づく定期的な情報提供の対象となる子どもがいないため、依頼を行わなかったところは、市区町村が337か所（19.3%）、児童相談所が26か所（12.7%）となっており、定期的な情報提供のシステム構築に向けて調整中のところは、市区町村が334か所（19.1%）、児童相談所が57か所（27.8%）となっており、それ以外の理由により、指針に基づく依頼を行わなかったところは、市区町村が800か所（45.7%）、児童相談所が96か所（46.8%）となった。

なお、それ以外の理由の主なものとしては、「市区町村が電話連絡や口頭、訪問等により学校に対して適宜情報交換を依頼している。」、「関係機関との連絡会議の中で学校等から情報提供がある」等があった。

	市区町村		児童相談所	
	か所数	割合（%）	か所数	割合（%）
① 指針に基づく定期的な情報提供を学校及び保育所に依頼した	279	15.9 (19.7)	26	12.7 (14.5)
② 指針に基づく定期的な情報提供の対象となる幼児児童生徒がいないため、指針に基づく依頼を行わなかった	337	19.3 (-)	26	12.7 (-)
③ 定期的な情報提供のシステム構築に向けて調整中	334	19.1 (23.6)	57	27.8 (31.8)
④ 上記②、③以外の理由により、指針に基づく依頼を行わなかった	800	45.7 (56.6)	96	46.8 (53.6)
合計	1,750	100	205	100
②を除いた小計	1,413	(100)	179	(100)

※ 表中（ ）内の割合は②を除いた割合（市区町村1,413か所、児童相談所179か所に対する割合）

※ ④の主な理由

- ・市区町村が電話連絡や口頭、訪問等により学校等に対して適宜情報交換を依頼している。
- ・関係機関との連絡会議の中で学校等から情報提供がある。
- ・定期的に市区町村職員や児童相談員が学校等を訪問して情報提供を依頼している。
- ・要保護児童対策地域協議会を通じて、すでに情報交換ができる体制が確立している。

2. 指針に基づく定期的な情報提供の依頼が行われた児童の実人数

上記1の市区町村及び児童相談所が行った依頼に係る学校に在籍する幼児児童生徒及び保育所に在籍する乳幼児の実人数は、市区町村が17,633人、児童相談所が2,262人であり、その内訳は小学校が最も多く、次いで保育所、中学校の順となっている。

	市区町村		児童相談所	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
幼稚園	798	4.5	75	3.3
小学校	8,335	47.3	1,049	46.4
中学校	3,064	17.4	416	18.4
高等学校	794	4.5	53	2.3
その他	178	1.0	48	2.1
保育所	4,464	25.3	621	27.5
合計	17,633	100.0	2,262	100.0

(注) 指針に基づく「定期的な情報提供の対象となる子ども」とは、

- (1) 市町村が求める場合、要保護児童対策地域協議会において児童虐待ケースとして進行管理台帳に登録されており、かつ、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に在籍する幼児児童生徒及び保育所に在籍する乳幼児。
- (2) 児童相談所が求める場合、児童相談所が管理している児童虐待ケースであって、協議会の対象となっておらず、かつ、学校等及び保育所から通告があったものなど児童相談所において必要と考える幼児児童生徒等。